

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】令和6年7月11日(2024.7.11)

【国際公開番号】WO2022/270487
 【出願番号】特願2023-530474(P2023-530474)

【国際特許分類】

C 0 7 D 4 0 5 / 1 4 (2 0 0 6 . 0 1)
 C 0 7 D 4 1 3 / 1 4 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 K 3 1 / 4 4 3 9 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 4 3 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 9 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 1 1 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 1 3 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 1 / 1 6 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 3 5 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 3 7 / 0 6 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 2 5 / 0 2 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 2 7 / 1 6 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 9 / 0 4 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 P 9 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)
 A 6 1 K 3 1 / 4 9 7 (2 0 0 6 . 0 1)

10

20

【 F I 】

C 0 7 D 4 0 5 / 1 4 C S P
 C 0 7 D 4 1 3 / 1 4
 A 6 1 K 3 1 / 4 4 3 9
 A 6 1 P 4 3 / 0 0 1 1 1
 A 6 1 P 9 / 1 2
 A 6 1 P 1 1 / 0 0
 A 6 1 P 1 3 / 1 2
 A 6 1 P 1 / 1 6
 A 6 1 P 3 5 / 0 0
 A 6 1 P 3 7 / 0 6
 A 6 1 P 2 5 / 0 2
 A 6 1 P 2 7 / 1 6
 A 6 1 P 9 / 0 4
 A 6 1 P 9 / 0 0
 A 6 1 K 3 1 / 4 9 7

30

【手続補正書】

40

【提出日】令和6年7月3日(2024.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

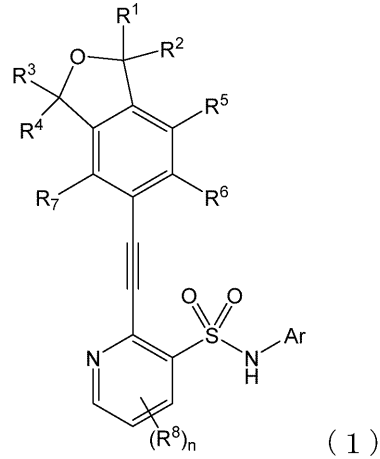
【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記式(1)：

50

【化 1】



10

20

30

40

50

50

[式中、

R^1 及び R^2 は、それぞれ独立して、水素若しくはアルキルであり、

R^3 及び R^4 は、それぞれ独立して、水素若しくはアルキルであるか、又は

R^3 及び R^4 は、一緒になって、オキソであり、

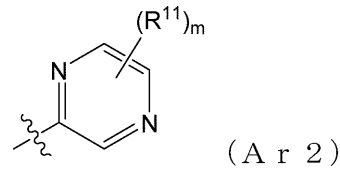
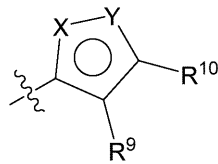
$R^5 \sim R^7$ は、それぞれ独立して、水素、アルキル、ハロアルキル、ハロゲン、アルコキシ又はハロアルコキシであり、

R^8 は、それぞれ独立して、アルキル、ハロアルキル又はハロゲンであり、

n は、0 ~ 3 の整数であり、

Ar は、下記式 ($Ar 1$) 又は ($Ar 2$) :

【化 2】



(式中、

X 及び Y は、それぞれ、窒素及び酸素、又は酸素及び窒素であり、

R^9 及び R^{10} は、それぞれ独立して、水素、アルキル、ハロアルキル又はハロゲンであり、

R^{11} は、それぞれ独立して、アルキル、ハロアルキル、ハロゲン、アルコキシ又はハロアルコキシであり、

m は、0 ~ 3 の整数である)

である]

で表される化合物又はその医薬上許容可能な塩。

【請求項 2】

R^1 及び R^2 が、水素である、請求項 1 に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩。

【請求項 3】

R^5 及び R^7 が、水素であり、 R^6 が、アルキルである、請求項 1 に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩。

【請求項 4】

n が、0 である、請求項 1 に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩。

【請求項 5】

Ar が、式 ($Ar 1$) である、請求項 1 に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩。

【請求項 6】

R^9 及び R^{10} が、アルキルである、請求項 1 に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩。

【請求項 7】

X 及び Y が、それぞれ、窒素及び酸素である、請求項 1 に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩。

【請求項 8】

X 及び Y が、それぞれ、酸素及び窒素である、請求項 1 に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩。

【請求項 9】

Ar が、式 (Ar 2) である、請求項 1 に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩。

【請求項 10】

R¹¹ が、それぞれ独立して、アルキル又はアルコキシである、請求項 1 に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩。

10

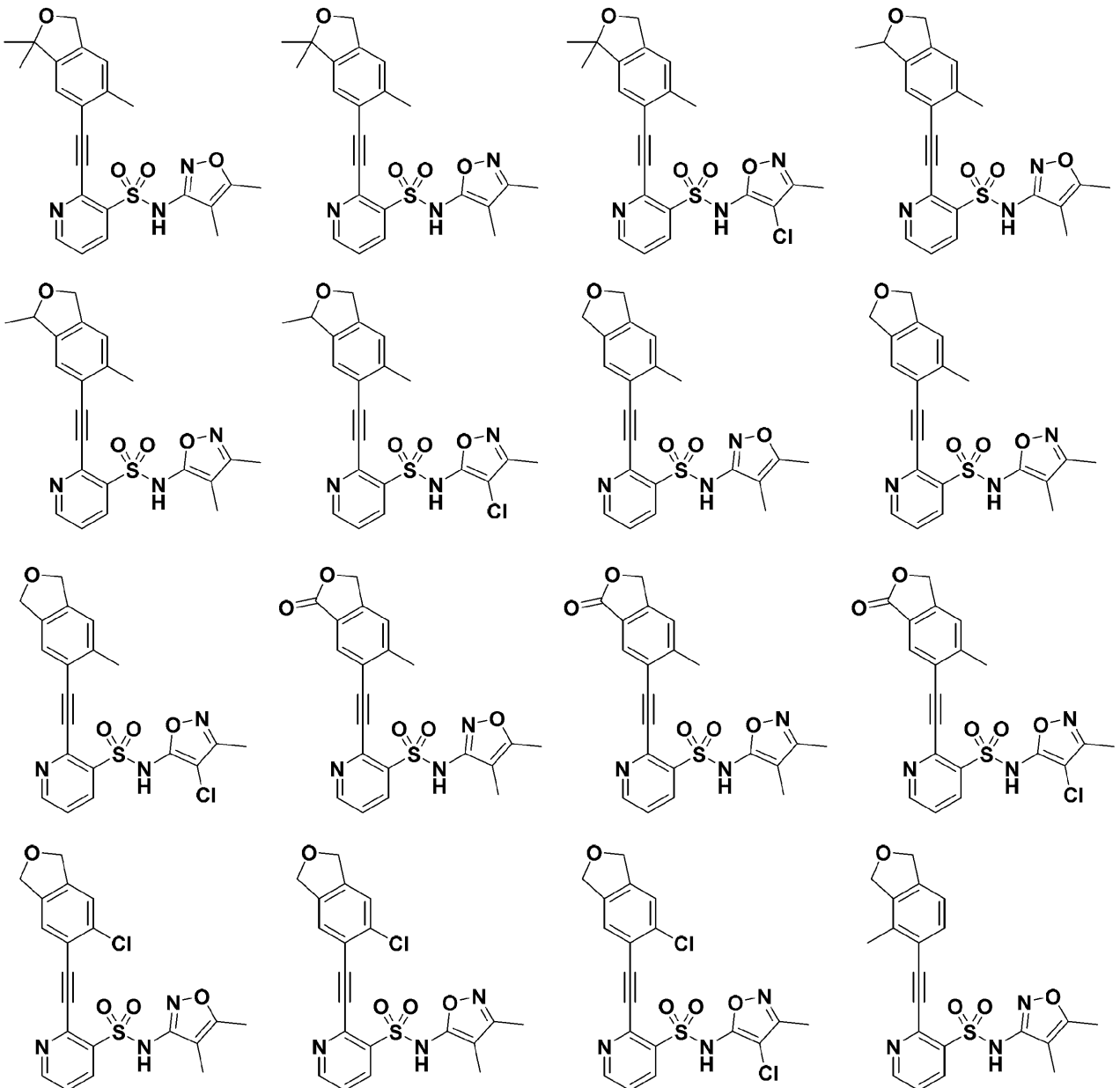
【請求項 11】

m が、2 である、請求項 1 に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩。

【請求項 12】

下記化合物：

【化 3 - 1】



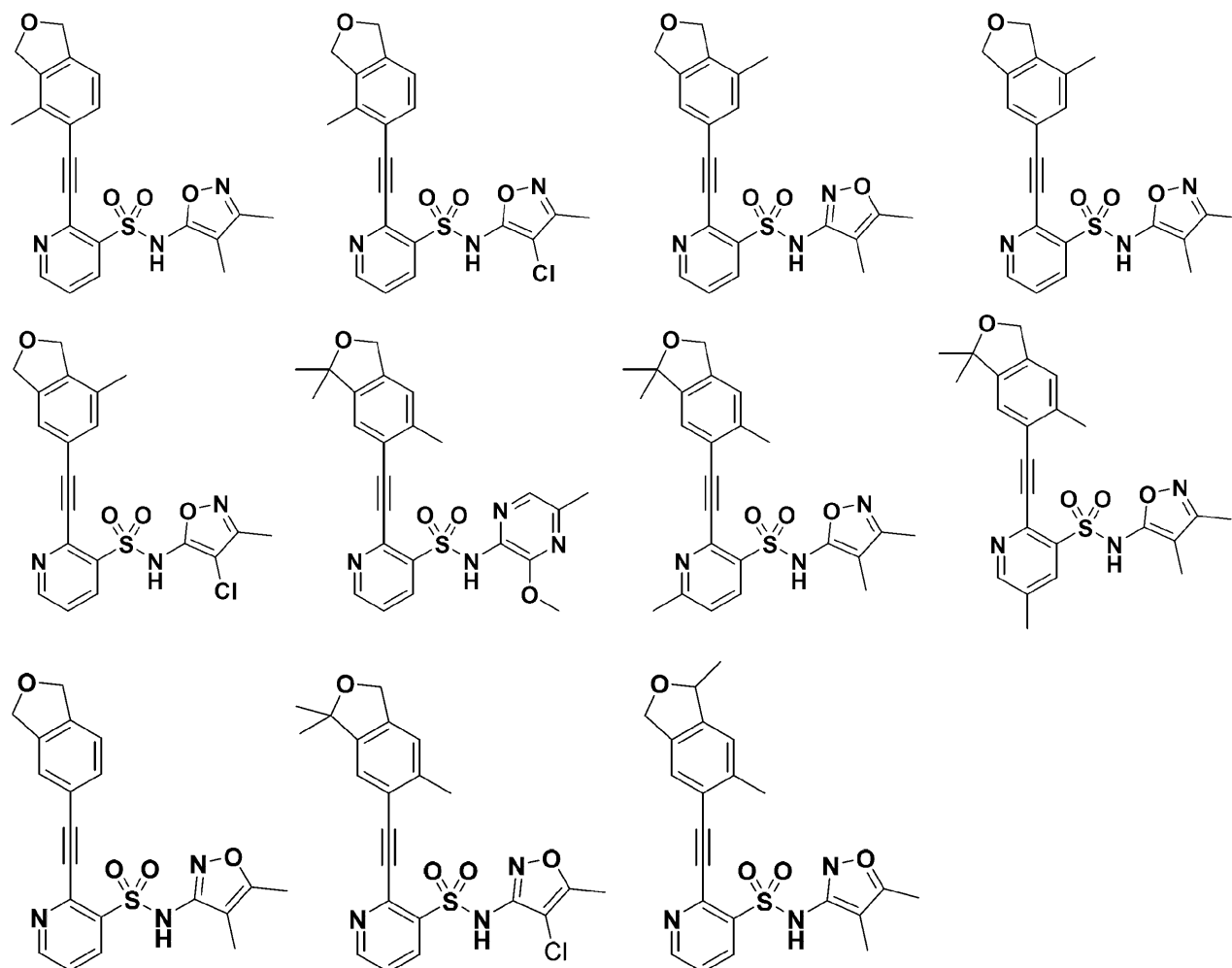
20

30

40

50

【化 3 - 2】



10

20

からなる群から選択される、請求項 1 に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩。

30

【請求項 1 3】

請求項 1 ~ 1 2 のいずれか一項に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩を含む、エンドセリン A 受容体拮抗剤。

【請求項 1 4】

エンドセリン B 受容体を対照として、エンドセリン A 受容体を選択的に阻害する、請求項 1 3 に記載のエンドセリン A 受容体拮抗剤。

【請求項 1 5】

請求項 1 ~ 1 2 のいずれか一項に記載の化合物又はその医薬上許容可能な塩を含む、医薬組成物。

【請求項 1 6】

肺高血圧症、腎症、高血圧、肝炎、がん、疼痛、自己免疫疾患に伴う合併症、心不全、及び血管攣縮からなる群から選択される疾患を予防又は治療するための、請求項 1 5 に記載の医薬組成物。

40

50